

「地産地消型PPA（群馬モデル）」電力供給先事業者募集 質問・回答書（6月21日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
1	提出書類	弊社では、会社法に従い、①貸借対照表、②損益計算書、は作成しておりますが、③キャッシュフロー計算書は作成していません。本件応募にあたり、①、②の提出でよろしいでしょうか？	決算書類等として、キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、新たにキャッシュフロー計算書を作成し、提出することは求めません。貸借対照表、損益計算書の提出をお願いいたします。法令等の作成義務に関わらず、任意でキャッシュフロー計算書を作成している事業者については、キャッシュフロー計算書の提出をお願いします。	募集要項 6 参加申込書の作成・提出	6月13日
2	参加対象	電力供給先事業者として、土地改良区が応募することはできますか？	応募資格要件を満たし、供給地点が群馬県内に位置する高圧又は特別高圧で電力の供給を受ける施設（ただし、国の機関の施設及び地方公共団体の施設を除く。）であれば、応募することは可能です。	募集要項 3 応募資格要件 4 契約電力量等制限	6月18日
3	参加申込書の作成・提出	「群馬県競争入札参加資格者」については、④から⑦の資料は提出不要とありますが、「群馬県競争入札参加資格者」どのような資格ですか、資格取得はどのようにするのですか。	群馬県が発注する建設工事、物件の購入及び製造等（物品・役務）の入札に参加するために必要な資格です。資格審査申請については該当ホームページにて確認してください。 建設工事 https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/11852.html 物品役務 https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/11979.html	募集要項 6 参加申込書の作成・提出	6月18日
4	参加申込書の作成・提出	⑤財務諸表のうち、「キャッシュフロー計算書」については、弊社が開示しているグループ連結キャッシュフロー計算書となりますが問題ありませんか。	単体でキャッシュフロー計算書の提出が可能であれば、単体での提出をお願いいたします。単体での提出が難しい場合は、連結でのキャッシュフロー計算書の提出をお願いいたします。	募集要項 6 参加申込書の作成・提出	6月18日
5	概要	地産地消型PPAということですが、オフサイトのフィジカルPPAという理解でよろしいでしょうか。	オフサイトのフィジカルPPAを基にした群馬県の独自モデルです。	募集要項 2 募集概要	6月18日
6	非化石証書	再生可能エネルギーとしての非化石証書は、発行されるのでしょうか。	水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として供給されます。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月18日
7	年度別希望受電量	例えば、10000MWhで応募したものの、実際の使用量が9000MWhだったとします。その場合、何らかのペナルティーが発生するのでしょうか。	年度における実際の使用量が当該年度の希望受電量を下回った場合、ペナルティ等は発生しませんが、乖離が著しい場合はその理由について説明を求める場合があります。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月18日
8	電力料金	3年間の契約中は弊社の電力購入金額（単価）に変更は無いでしょうか。	指定小売業者の選定は、電力供給先事業者への電力料金総合計（3年分）が最低となる事業者を選定する予定です。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月18日
9	電力料金	水力発電所という事は昼夜・季節問わず、同じ安定した単価という事でしょうか。	各年度における単価や、昼夜・季節別料金などの具体的な料金設定等については、電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約により決定されます。		6月18日
10	電力料金	電力料金項目の基本構成は、①基本料金・②使用量に応じた従量料金(電力単価15円/kWhで計算)・③再エネ賦課金という考え方でよろしいでしょうか。他に現時点でわかっている料金項目がありましたらご教示ください。			6月18日
11	電力料金	希望受電量以下の消費電力の場合、希望受電量の支払いとなりますか。	希望受電量以下の消費電力量の場合、消費電力量の実績に応じた支払いとなります。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月18日
12	供給電力	自社で太陽光発電設備を設置しているため、供給いただく電力は太陽光発電の発電量によって増減しますが問題ないでしょうか？	問題ありません。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月18日

「地産地消型PPA（群馬モデル）」電力供給先事業者募集 質問・回答書（6月21日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
13	電力供給	地産地消型PPAからの電力が不足した場合、指定小売電気事業者から補填される電力は再生可能エネルギーということでよろしいでしょうか。（水力発電が不足し、小売業者で電力を補填する場合でも実質再エネ100%が保証されるのでしょうか？） その場合、供給される電力の証書および排出係数の提示はしていただけますでしょうか。	募集要項12のとおりですが、詳細については指定小売業者との電力需給契約により決定されます。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月18日
14	協定・契約	本PPA履行期間中に、拠点の移転、必要電力量の低下、新設等による受電地点の変更や受電地点数の変更は可能でしょうか。	地点等の変更については、「地産地消型PPA（群馬モデル）」電力供給に関する協定書案第4条第2項によります。	協定書案 第4条 解約権	6月18日
15	協定・契約	契約電力(契約電力の値「kW」決定、オーバーした際のペナルティーの有無、内容確認、契約電力数値「kW」の契約期間途中での変更)については、別途、指定小売電気業者と行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月18日
16	協定・契約	3年間契約の途中解約となってしまった際のペナルティーはあるでしょうか。	群馬県と電力供給先事業者との協定については、解約の理由によっては、令和10年3月31日まで企業局の公告する同種の公募及び入札に参加できなくなる場合があります。 指定小売業者と電力供給先事業者との契約については、電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約の内容によります。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月18日
17	協定・契約	月次初めの電力使用量利用明細の確定期日(稼働3日など)は決まっていますでしょうか。	指定小売業者によりますので、指定小売業者との契約時に確認をお願いいたします。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月18日
18	協定・契約	3年間契約後の「地産地消型PPA」の事業継続予定は現時点であるでしょうか。	履行期間終了後の本事業については未定です。	募集要項 5 履行期間	6月18日
19	指定小売業者	指定小売電気業者の選定は、企業局が別途決定し、指定はできないという認識でいいでしょうか。	ご認識のとおりです。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月18日
20	申込方法	事業所1箇所の申込だったとしても、法人で申請という認識でいいでしょうか。	ご認識のとおりです。	募集要項 6 参加申込書の作成・提出	6月18日
21	電力供給	自社太陽光+地産地消型PPA（群馬モデル）で再エネ100%拠点を目指しております。その為、「水力発電が不足し、小売業者で電力を補填する場合でも実質再エネ100%が保証されるのかどうか」が非常に気になっております。これについては、あくまでも小売電力業者との契約に依存するという事でしょうか？	詳細については指定小売業者との電力需給契約により決定されます。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月21日
22	募集	来年度も同様な募集は検討されていますでしょうか？	来年度以降の本事業については未定です。	募集要項 5 履行期間	6月21日
23	電力料金	群馬県から指定小売業者へ供給する電力単価は15円/kWhは3か年固定でしょうか？	群馬県から指定小売業者へ供給する価格は3年間固定ですが、容量市場収入等の扱いにより、実際に指定小売業者へ供給する単価が変更となる可能性はあります。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月21日

「地産地消型P P A（群馬モデル）」電力供給先事業者募集 質問・回答書（6月21日更新）

番号	項目	質問内容	回答	資料該当箇所	回答日
24	電力料金	供給施設への電力料金及びその構成等については、最終決定者と指定小売業者との電力需給契約により決定とありますが、前年ほどの程度の金額であったか教えてください。15円/kWhとどの程度差があるのか知りたいです。 また、その金額は3か年で変動することはあるのでしょうか？	昨年度実績については昨年度の電力供給先事業者と指定小売業者との電力需給契約の内容になりますので、お答えすることはできません。	募集要項 12 供給施設への供給方法等	6月21日
25	その他	現在の電気需給契約からの変更により、必要な工事や諸費用は発生するのでしょうか？	一般的には諸費用等は発生しませんが、供給を受ける施設の状況や現在の需給契約の内容により、諸費用等がかかる場合があります。	募集要項 13 企業局及び指定小売業者との契約等	6月21日